

【イタリア】新型コロナウイルス感染症対策 —家庭・労働者・企業に対する支援—

海外立法情報課 芦田 淳

* 2020年3月、新型コロナウイルス感染症被害に対する経済的支援について定めた緊急法律命令が制定され、同年4月、当該命令は国会により改正を伴って承認された。

1 立法の状況等

イタリアでは、2020年2月下旬以降、新型コロナウイルス感染症対策のために13件の緊急法律命令が制定されている（同年6月10日時点）¹。緊急法律命令とは、緊急性及び必要性の要件を満たした非常の場合に政府が制定する、法律と同等の効力を有する命令で、公布後60日以内に、国会の定める法律により承認されなければ失効する（憲法第77条第2項及び第3項）。

こうした緊急法律命令の中でも、2020年3月17日緊急法律命令第18号「新型コロナウイルス感染症による疫学上の緊急事態に関連した国民保健サービスの強化並びに家庭、労働者及び企業に対する経済的支援に係る措置」（全127か条。以下「18号命令」）²は、新型コロナウイルス感染症被害に対する経済的支援のための中心的な立法の一つとなっている。18号命令は、2020年3月17日に施行された後、2020年4月24日法律第27号「新型コロナウイルス感染症による疫学上の緊急事態に関連した国民保健サービスの強化並びに家庭、労働者及び企業に対する経済的支援に係る措置に関する2020年3月17日緊急法律命令第18号の改正を伴う法律への転換。立法命令の制定期限の延期」（以下「27号法」）³により承認された。27号法は、18号命令のほぼ全ての条に改正を加えると同時に、新たに46か条を追加するものであり、改正後の規定は、同年4月30日に施行された。

2 18号命令の主な規定

(1) 労働者の所得保障

新型コロナウイルス感染症により労働活動の縮減又は停止を余儀なくされた使用者は、原則として9週間の範囲内で、通常所得保障金庫⁴に対して、労働者の賃金を保障するための手当の

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2020年6月10日である。

¹ イタリアで新型コロナウイルスの感染者が初めて確認された2020年1月末から同年3月末までの動向に関しては、芦田淳「【イタリア】新型コロナウイルス感染症対策—感染地域での活動制限等—」『外国の立法』No.283-1, 2020.4, pp.4-5. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11480097_po_02830102.pdf?contentNo=1>; 同「【イタリア】新型コロナウイルス感染症対策—緊急法律命令6件を制定—」『外国の立法』No.283-2, 2020.5, pp.8-9. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11488105_po_02830203.pdf?contentNo=1> を参照。

² D.L. 17 marzo 2020, n. 18, Misure di potenziamento del Servizio sanitario nazionale e di sostegno economico per famiglie, lavoratori e imprese connesse all'emergenza epidemiologica da COVID-19. 以下、法令に関してはイタリア共和国の法令ポータルサイト (Normattiva website <<http://www.normattiva.it/>>) を参照した。

³ L. 24 aprile 2020, n. 27, Conversione in legge, con modificazioni, del decreto-legge 17 marzo 2020, n. 18, recante misure di potenziamento del Servizio sanitario nazionale e di sostegno economico per famiglie, lavoratori e imprese connesse all'emergenza epidemiologica da COVID-19. Proroga dei termini per l'adozione di decreti legislativi. なお、27号法は、18号命令を承認するとともに、同命令に先立ち、家庭等に対する支援を定めていた2020年3月2日緊急法律命令第9号「新型コロナウイルス感染症による疫学上の緊急事態に関連した家庭、労働者及び企業に対する支援に係る緊急措置」等、3件の緊急法律命令を廃止している。

⁴ 通常所得保障金庫制度とは、一時的な市場の状況や天候不順を含む、企業又は労働者の責に帰すことのできない一時的な事由のために、労働活動の縮減又は停止がもたらされたことによって賃金の減少した製造業及び建設業の労働者に手当を支給する制度である。“Cassa Integrazione Guadagni Ordinaria,” 3 aprile 2017. Istituto Nazionale Previ-

支給を求めることができる(第19条)。また、2020年2月23日の時点で特別所得保障金庫制度⁵の適用を受けている企業も、同様に、通常所得保障金庫に対して手当の支給を求めることができる(第20条)。ただし、その期間中は、特別所得保障金庫からの手当の支給が停止される。さらに、特例所得保障金庫(Cassa integrazione in deroga)についての規定を設け、通常所得保障金庫制度の対象外である企業についても、新型コロナウイルス感染症による労働活動の縮減又は停止の場合に、手当の支給を認めている(第22条)。

(2) 自営労働者等に対する手当

自営労働者⁶、専門職、観光業における季節労働者、農業労働者、興行に係る労働者等(ただし、類型ごとに年金制度加入等に関する要件あり)に対して、2020年3月分として、600ユーロ⁷を支給する(第27条~第30条、第38条)⁸。

(3) 自宅取得のためのローンの返済猶予

新型コロナウイルスによる緊急事態のため、30日以上の期間において労働時間が減少⁹した労働者及び33%を超える売上げの減少があった自営労働者等に対して、自宅(prima casa)取得のためのローンの返済を18か月間まで猶予することを認めている(第54条)

(4) 育児支援の拡充

休校措置に伴い、12歳以下の子を持つ親を対象として、2020年3月5日から同年7月末までの期間において、30日間(両親がともに取得する場合、各15日間)までの特別休暇の取得が認められる(第23条、第25条)。当該休暇の間、賃金の50%が支払われる。また、特別休暇の代わりに、1,200ユーロ(医療従事者等の場合、2,000ユーロ)を上限として、ベビーシッターの費用補助を受けることもできる(同上)。

(5) 医療機器等の生産支援

人工呼吸器等の医療機器、マスク、ゴーグル、防護服等の保護用具の生産及び供給を保障するため、当該機器等を生産する企業に対して、2020年度について総額5000万ユーロの支援措置を設けている(第5条)。

(6) 零細・中小企業に対する支援

流動性確保(資金繰り支援)のため、新型コロナウイルス感染症の流行により被害を受けた零細企業及び中小企業に対して、2020年9月末までローン返済の猶予を認めている(第56条)。

(7) 税金等の支払期限の延期

売上額200万ユーロ以下の企業及び特に損害の大きい分野(観光業、輸送業、飲食業等)の企業を対象として、税金や保険料の支払期限の延期を定めている(第61条、第62条)。

denza Sociale website <<https://www.inps.it/nuovoportaleinps/default.aspx?itemdir=50599>>

⁵ 特別所得保障金庫制度とは、困難な状況にある企業又は組織再編を行う企業等の労働者の賃金を保障するために手当を支給する制度である。“Cassa Integrazione Guadagni Straordinaria,” 3 aprile 2017. Istituto Nazionale Previdenza Sociale website <<https://www.inps.it/nuovoportaleinps/default.aspx?itemdir=50596>>

⁶ 自営労働者とは、一般的に、対価を受けて、主として自身の労働をもって、委託者に対して従属的關係を結ぶことなく、作業又は役務を行うよう義務付けられている者を指す(民法典第2222条)。ただし、ここでは、手工業者、商人等を指す。

⁷ 1ユーロは、約118円(令和2年6月分報告省令レート)である。

⁸ 当該手当を受給した者に対しては、2020年5月19日緊急法律命令第34号「新型コロナウイルス感染症による疫学上の緊急事態に関連した健康、労働及び経済に対する支援並びに社会政策に関する緊急措置」第84条により、2020年4月についても、600ユーロが支給される。ただし、農業労働者の2020年4月分の支給額は500ユーロとされ、興行に係る労働者には2020年4月だけでなく同年5月にも600ユーロを支給すると定められている。

⁹ 当該期間における所定労働時間の20%以上が減少した場合をいう。“Fondo di sospensione mutui per l'acquisto della prima casa.” CONSAP (Concessionaria Servizi Assicurativi Pubblici 公的保険サービス代理機関) website <<http://www.consap.it/fondi-di-solidarieta/fondo-di-sospensione-mutui-per-l-acquisto-della-prima-casa/>>